平成２５年（フ）第７５２号
京都市伏見区羽束師古川町192番地　ピア・レジデンス羽束師508号
債務者　澤田佐代子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８８号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町15番地15　富ノ荘102
債務者　栗本　捷二
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５６号
京都市北区紫野西蓮台野町13番地１
債務者　柴山　優子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０６号
京都市中京区御幸町通蛸薬師下る船屋町388番地
債務者　インナーショップエヴァンスこと　長谷川京子（旧姓畑山）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９１７号
京都市南区吉祥院中河原里北町46　ヴィラロイヤルＹＵＫＩ105号、住民票上の住所大阪府茨木市春日４丁目９番23号　ハイツティアラ101号
債務者　此村　弥生
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２３号
京都市東山区大黒町通松原下る２丁目山城町278番地８
債務者　吉村すえ子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２９号
京都市右京区花園坤南町14番地
債務者　大嶋　　恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４９号
京都市北区大宮北山ノ前町41番地１　リエール北山201号
債務者　堀川　雅一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６５号
京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町519番地　ムロマチプレイス803
債務者　竹垣　　昭
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７０号
京都市下京区富小路通仏光寺上る塗師屋町96番地１　ラリティ田中108号
債務者　五十嵐正法
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７２号
京都市下京区大宮通松原下る西門前町426番地　五条大宮グリーンマンション802
債務者　石田板金こと　大平　敏夫(旧姓石田)
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８１号
京都市伏見区向島二ノ丸町32番地　グループホームよろこび伏見、住民票上の住所京都市西京区嵐山山ノ下町６番地３
債務者　岩﨑　　翠
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
奈良県五條市五條４丁目３番６号
債務者　吉岡　清美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第３４号
福岡県豊前市大字八屋1520番地　本町団地45号
債務者　原田　正人
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
北海道登別市新生町１丁目28番地１　コーポ東園７―101、前住所北海道登別市新生町１丁目13番地23
債務者　石高留美恵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
盛岡市川目第13地割123番地４
債務者　明戸　臣広
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２２０号
盛岡市茶畑１丁目１番６―603号
債務者　吉田　晴彦
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部